

平成20年8月

入札参加業者 各位

総務部 契約課

最低制限価格の算定方法の変更について（お知らせ）

本市では、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの改正に伴い、今年10月1日以降の入札案件から、新基準による算定方法で最低制限価格を算出いたしますのでお知らせします。

記

最低制限価格の算出方法

（旧）最低制限価格 = 直接工事費の額 + 共通仮設費の額 + 現場管理費の20%
を

（新）最低制限価格 = （直接工事費の95% + 共通仮設費の90% + 現場管理費の60% + 一般管理費の30%）に見直し

【ただし、予定価格の算出基礎としている設計価格の66.7%から85%の範囲内とする。】

最低制限価格の適用日

平成20年10月1日以降の入札案件から

以上